

城下の本町二十七ヶ町のうちの二町とす。此の町名の由縁は、舊傳に、此の町の末行留りの如くにて、袋のやうなるが故に、世人袋町と呼び、遂に町名と成りたるならんといへり。按ずるに、元祿九年地子町肝煎裁許附に、卯辰袋町といふ町名を載せたり。彼の袋の名も同様ならん。

○越前屋喜右衛門葺邸

越前屋は、舊藩國初以來家柄の町人也。初め大手先の寺町に於て居邸を賜ひしかど、後に召上げられ、袋町にて替地を賜はり、世々爰に居住すといへども、其の子孫零落して退去すと云ふ。

○越前屋喜右衛門傳

元祖空遍は、片岡孫兵衛元祖休應と共に、越前府中以來藩祖利家卿の御用を承り、御懇なりし故に、兩人の子共金澤へ移住すと云ふ。片岡家傳記に、越前府中近邊に片岡村とて兩村あり。東片岡村に片岡空遍居住す。是越前屋喜右衛門元祖也。西片岡村に片岡休應居住す。是越前屋孫兵衛元祖にて、空遍は休應之弟也。空遍の子宗休、慶長元年金澤へ罷越。とあり。元祿十四年越前屋賢良子孫へ置文、如左。

一、高德公越前府中より先祖空遍を被爲召連、御當地寺町に居屋敷被下居住仕。府中にて御心易、御前に而御咄之御側にも罷有故。御當地に而切々御前へ被爲召出、御振廻も被下、空遍宅へも折々御成被爲成、御自筆にて御念頃之御書數通被下之由、代々申來候。

一、高德公へ空遍商賣之酒獻上仕處、御試被爲成、酒辛口に而能出來候。當年は成程仕合能可有旨、御自筆の御書被下候由、別而申傳難有奉存候事。

一、瑞龍公御代、空遍嫡子宗休も不相替被爲召寄、御城に而度々御振廻被下、宗休宅へも三度御成被成、御茶上申由申傳候事。

一、同御代寺町に而作事仕候時分、御覽可被爲成由にて、御鷹野御歸に御腰被爲懸、綺麗に作事出來満足可仕旨、御懇切之御意御座候由申傳候。

一、微妙公御代御咄に、越前屋宗休は成程しはきものにて、土藏のやねふき候節、下人若し板盜可申哉と、やねに居候て落相果候。宗壽儀も屋ねへ上りあやまち仕なと可申聞由御意にて、御近習衆より被仰聞、難有奉存、御城へ

宗壽御禮に登り申由申傳候。御書も度々被下候。

一、同御代宗休せがれ宗壽も御目見仕候。仍而御在國之時分は、度々御城に而御振廻被下、宗壽宅へも被爲成候由申傳候。

一、同御代公方様御成之節、江戸へ被爲召候。此時俗名次郎兵衛と申候。若し江戸にて御茶道役も可被仰付敷と俄に法躰仕、江戸へ罷越御目見仕、翌日御殿に相詰罷有處、御老中へ御見舞に御出被爲成故、謹而罷有候處に、宗壽頭を御摩被爲成、法躰仕、樂の身になる哉と御意之由、冥加餘り候御儀と代々申傳、難有奉存候。御成之節は茶道役可仕旨被爲仰、相勤候事。

一、同御代に膳所燒之御茶入御茶碗拜領仕候。御書も度々被爲下候。

一、同御代に祠堂米之裁許被爲仰付、相勤候。  
一、同御代に銀座役も相勤可申由御意之旨、故因幡殿御折紙被下、所持仕申候。然共其節宗壽病氣故、御斷申上相勤不申候。

一、同御代御坂之下居屋敷御用地に被召上、袋町に替地被

下居住仕候。然處追而袋町に市御建被下候様に、袋町之者共願申候處に、達御聽候へば、宗壽居申町之由、宗壽爲に宜事に候はゞ、市立させ可申由、被爲仰付旨代々申傳、有難奉存候。其後陽廣公御代に、屋敷不足仕旨宗壽申上候。其節宗壽は病氣に而罷有候故、せがれ宗喜を御次迄被

召出、長瀬五郎右衛門殿を以難有御意にて、不足之屋敷拜領仕候。其後右屋敷之内三間通拾貳間、淺野屋次郎兵衛上使宿仕候間、當分相渡候様に、其時分之町御奉行所同心衆山田半右衛門殿・桑田加兵衛を以被仰付候へ共、代々拜領仕、殊に不足之替り地迄被下屋敷之由御斷申上候處、御奉行所より其段小幡宮内殿迄、當分御用地之御墨付可被遣

哉と被仰達候へ共、夫迄も不及候由被仰越候に付、無是非屋敷相渡、追而次郎兵衛家作居住仕直申節、御斷申上取返し可申与存候内、元祿四年之類火に次郎兵衛も家燒失仕、家作如何に可仕とも、自分屋敷之内に而自由之時分故、幸と存じ先町奉行所へ御斷申上候へ共、年數相立候へば堪忍可仕旨被仰、無是非打過申、替地と申儀も不被下候。